

別表第 2-5 地下街

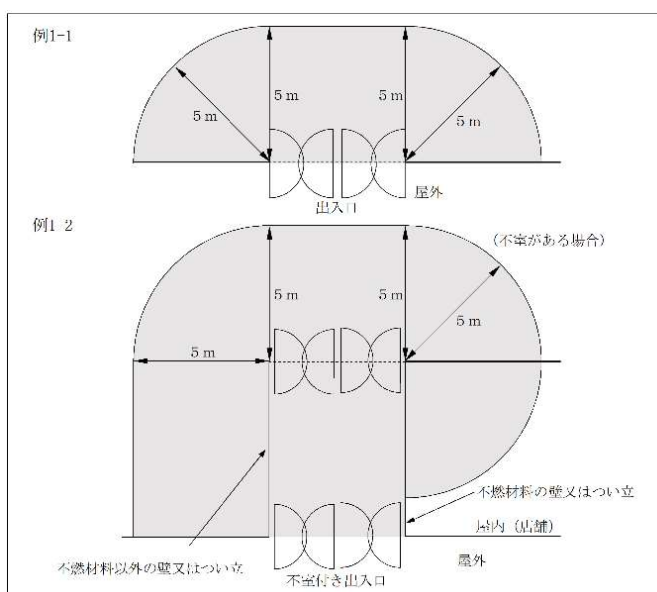
指定 場所	禁止 行為	解除承認の基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒，落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器（能力単位が A-3，B-7 以上とする。以下同じ。）を裸火使用場所ごとに付加設置すること。</p> <p>(3) 従業員等による監視，消火，使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(6) 出入口，階段等，危険物品，<u>易燃性の可燃物（注 1）</u>，商品陳列部分，客席等から水平距離で 5m 以上離れていること（注 2）（<u>不燃材料で造った壁，つい立等で防火上有効に遮断した場合（注 3）</u>を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの，気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限りこと。</p> <p>(2) 条例第 3 章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは，当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは，次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は 1 個につき 70kw 以下であり，総消費量は 210kw 以下であること。</p> <p>イ <u>ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（注 4）</u>が設置されていること（<u>カートリッジ式のもの（注 5）</u>を除く。）</p> <p>ウ 液化ガスは，カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は，1 日につき木炭 15kg，練炭 10kg，豆炭 5kg，その他の固体の燃料 5kg 以下であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 消火器具を付加設置すること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から，危険物品のうち危険物については水平距離で <u>6m 以上（注 2）</u>（<u>危規則第 44 条第 2 項から第 5 項までの定めにより，表示について示されているものを貯蔵し，又は取り扱う場合は 3m 以上（注 2）</u>）その他の危険物品については水平距離で <u>3m 以上（注 2）</u> 離れていること（<u>不燃材料で造った壁，つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。</u>）。</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で 5m 以上離れていること（<u>不燃材料で造った壁，つい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。</u>）。</p> <p>5 保管する場合は密栓，密閉，密封することとし，他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除承認される範囲は，次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 10 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) マッチ 40kg 未満であること。</p> <p>(4) 可燃性ガス容器（<u>高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 6）</u>に限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が 1kg であること（容器の個数は問わないものと</p>

		<p>する。)</p> <p>(5) がん具用煙火</p> <p>a 「SF マーク (注7)」 が付されているもの 総薬量 5kg に相当する個数未満であること。</p> <p>b 「SF マーク」 が付されていないもの 総薬量 5kg に相当する個数未満 (SF マークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。) であり, 不燃性の収納庫に入れ, 他の物品と隔離すること。</p>
地下道	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	認めないものとする。
	危険物品持込み	認めないものとする。

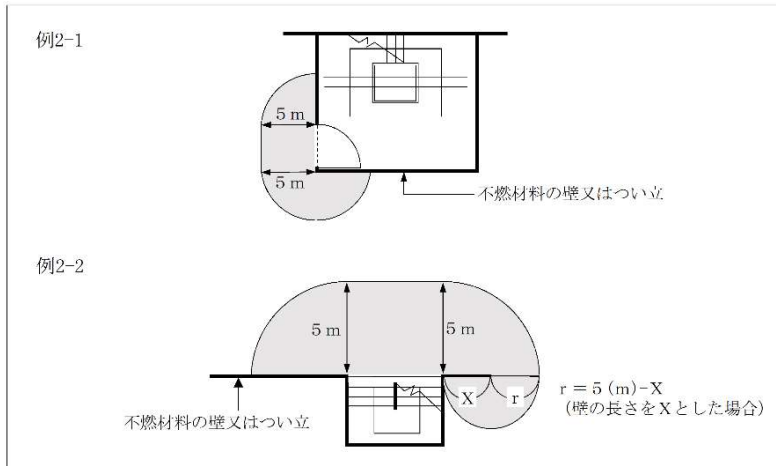
注1 「易燃性の可燃物」とは, 紙類, ウレタンホーム, 化学繊維類等の着火性が高く, 燃焼速度の速いものをいう。

注2 「水平距離で〇m 以上離れていること」とは次によること (裸火使用に伴う「危険物品からの距離」については, 加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと。)

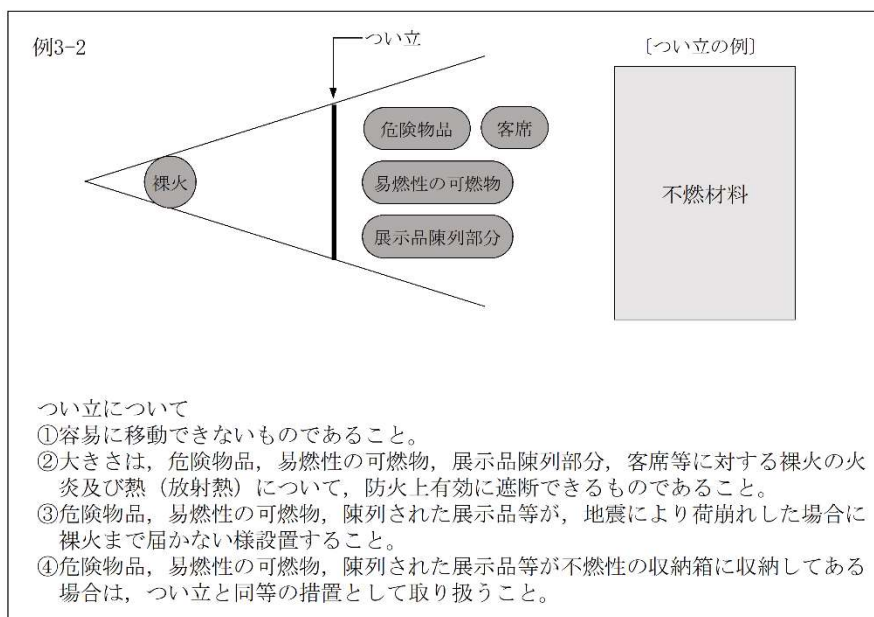
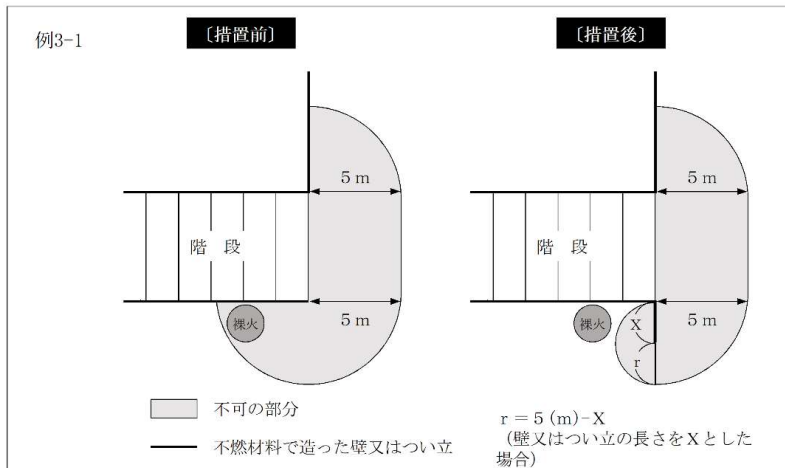
例1 裸火使用に伴う, 出入口からの離隔距離



例2 裸火使用に伴う、階段等（階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。）からの離隔距離



注3 「不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合」とは次によること。



注4「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、消防法施行規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

注5「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注6「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスのことをいう。

注7「SFマーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の標示のことをいう。

例 SFマーク

